

概要

- 地域の関係者の連携の下、都道府県・二次医療圏ごとの課題を把握し、新規養成・復職支援・定着促進を三本柱とした取組を推進
- 都道府県において、地域の実情を踏まえつつ、需要が増大する訪問看護に従事する看護職員の確保方策を定める。
- 感染症拡大への迅速・的確な対応等のため、都道府県ごとの就業者数の目標の設定等を通じて、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の養成を推進

医療計画について（抜粋）

令和5年3月31日付医政発0331第16号医政局長通知

- 看護職員については、その確保に向けて、都道府県ナースセンター等の関係者との連携に基づき、都道府県・二次医療圏ごとの課題を把握し、看護師等養成所による養成、「マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム」や看護師等の離職届出を活用した都道府県ナースセンターによる復職支援、医療機関の勤務環境改善による離職防止など、新規養成・復職支援・定着促進を三本柱とした取組を推進していくこと。
- また、地域における訪問看護の需要の増大に対応するため、地域の実情を踏まえて、地域医療介護総合確保基金の活用や都道府県ナースセンターにおける取組の充実など、訪問看護に従事する看護職員を確保するための方策を記載すること。
- あわせて、看護師については、在宅医療等を支える看護師や感染症の発生・まん延時に迅速かつ的確に対応できる看護師を地域で計画的に養成していくため、地域の実情を踏まえ、看護師が特定行為研修（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修をいう。）を地域で受講できるよう、指定研修機関及び実習を行う協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた計画について、具体的に記載すること。
- また、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数の目標を記載すること。

医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備等について（抜粋） 令和5年3月31日付医政看発0331第6号医政局看護課長通知

（１）特定行為研修制度等の普及状況の把握

研修体制を整備するにあたって、地域における特定行為研修等の普及の現状を客観的に把握すること。その際、業務従事者届の集計データや指定研修機関数等の国が提供するデータ、独自調査データ等を活用して把握すること。

（２）課題の抽出

「（１）特定行為研修制度等の普及状況の把握」で収集した情報により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、研修体制の整備における課題や特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業状況における課題を抽出すること。

（３）数値目標

研修体制の整備（指定研修機関数や協力施設数の目標の設定等）や特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数について、「（２）課題の抽出」で明確となった課題に対して、指定研修機関数や協力施設数、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数について、地域の実情に応じた数値目標並びに目標達成に要する期間を設定すること。

特に、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数についての目標の設定にあたっては、以下の観点を考慮すること。

- ① 在宅医療における質の高い効果的なケアの実施の推進
（目標の例）在宅・慢性期領域における特定行為研修その他の専門性の高い看護師の就業者数
- ② 新興感染症等の感染拡大時に、高度急性期治療に対応できる知識と技術を有する看護師の平時からの確保
（目標の例）新興感染症等の感染拡大等の有事に対応可能な特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数
- ③ 看護の質の向上と医師の時間外労働の上限規制に資するタスク・シフト／シェアの推進
（目標の例）医師労働時間短縮計画の作成対象となる医療機関等における看護の質の向上とタスク・シフト／シェアに資するに必要な特定行為研修修了者の就業者数

（４）施策

目標の達成には、課題に応じた施策及び事業を実施することが重要である。「（２）課題の抽出」に対応するよう、「（３）数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策及び事業等を立案すること。なお、目標を達成するための施策として、国が実施する事業も積極的に活用すること。

（５）評価

計画の実効性を高めるためには、計画の進捗について評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。このため、あらかじめ評価を行う体制を整え、計画の評価を行う組織や時期を明確にすること。